

臨時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

エレコム株式会社の次に掲げる事項

- ① 定款
- ② 最終事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
に係る計算書類等

日本アンテナ株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、書面
交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事
項記載書面)への記載を省略しております。

① エレコム株式会社の定款

次頁以降をご参照ください。

定 款

ELECOM

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、エレコム株式会社と称し、英文では E L E C O M C O., L T D. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① コンピュータおよびコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売および輸出入業
- ② コンピュータ用ソフトウェアの開発、販売および輸出入業
- ③ 情報通信機器の研究開発、製造、販売および賃貸
- ④ オーディオ・ビジュアル機器の研究開発、製造、販売および輸出入業
- ⑤ 半導体素子の研究開発、製造、販売
- ⑥ OAサプライおよびOA機器の開発、製造、販売
- ⑦ 家具とその付属品の開発、製造、販売
- ⑧ 日用雑貨品および室内装飾品の開発、販売および輸出入業
- ⑨ ファクトリーオートメーション機器の開発、製造、販売
- ⑩ センサーおよびその応用機器の開発、製造、販売
- ⑪ 電子部品の販売および輸出入業
- ⑫ 電気機械器具の開発、販売および輸出入業
- ⑬ 医療機器の開発、製造、販売
- ⑭ データ復旧サービス事業
- ⑮ コンピュータの保守、修理等のサービス事業
- ⑯ 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- ⑰ 通信ネットワークを利用した情報およびコンテンツの仲介および提供
- ⑱ 情報通信機器の設置、管理、修理および保守に関するサービス事業
- ⑲ 電気通信工事業
- ⑳ 有価証券の投資
- ㉑ 倉庫業
- ㉒ 施設、建造物その他不動産の賃貸借、管理、保守、運用
- ㉓ 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、181,152,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 28 条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第 29 条 当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催する事ができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 36 条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剩余金の配当)

第40条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当を行う。

(中間配当)

第41条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年6月1日から2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

② エレコム株式会社の最終事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
に係る計算書類等
次頁以降をご参照ください。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済が堅調に推移し、世界的なインフレ圧力が緩和するなど、全体としては底堅さを維持しましたが、中国の景気減速や地政学リスクの高まりなど、地域毎に濃淡がある不安定な状況が続きました。わが国経済は、雇用・所得環境の改善、企業の設備投資意欲、インバウンド需要の回復等により、緩やかに回復しました。一方で、米ドル建ての仕入取引が多い当社のような企業にとって、急激な為替変動が引き続き懸念材料となり、加えて米国での新政権発足以降は、政策動向等により、国内外で先行き不透明感が高まる状況となっております。

エレコムグループは、より良き製品・サービス・ソリューション、より良き社会、より良き会社を追求しつづけ、パーパス「Better being」を実践しておりますが、このような環境の中、2027年3月までの中期経営計画の初年度として、あるべき姿“お客様に愛される日本発・唯一無二のグローバルブランド”を創るため、市場の変化を捉えて俊敏に対応し、お客様満足度を高める商品・サービスによる新たな価値創造と、持続可能な成長を実現するための人材育成と強い事業基盤構築を重点戦略とし、長期的・持続的成長と企業価値向上を実現するための取り組みを進めてまいりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は118,007百万円（前連結会計年度比7.1%増）、売上総利益は46,189百万円（前連結会計年度比8.5%増）、営業利益は13,531百万円（前連結会計年度比9.3%増）、経常利益は13,190百万円（前連結会計年度比1.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,300百万円（前連結会計年度比6.9%減）となりました。

売上高は、法人向け事業で、前年度下期から半導体関連の投資需要減速の影響を受け、産業機器向けメモリの販売が落ち込み、受信関連機器などでも顧客の在庫調整等により苦戦しました。一方で、監視カメラ・クラウド・周辺機器・ネットワーク工事等を融合したセキュリティ関連事業が防犯意識の高まりなどから拡大し、また、夏場からの防災関連商品のニーズを含め、需要が堅調なモバイルバッテリーや高速充電対応のAC充電器といったパワーサプライ、マウスやキーボードといったI/Oデバイスでは、競合をターゲティングしながら新商品投入

を戦略的に継続・強化していることで、販売が伸長しました。加えて、前年度のM&Aで、テスコム電機グループの新規連結効果により理美容家電が販売・利益の両面で大きく成長し、下期にかけて競争環境が改善してきたストレージ機器も増販に寄与しました。これらの結果、売上高全体は増収となりました。

売上総利益は、海外から商品を米ドルで仕入れる当社にとって、円安の進行により円換算額の原価が上昇し、また一部商品では上期を中心に厳しい競争環境の影響を受けましたが、新商品の販売拡大、継続して取り組んでいる価格改定やコストダウンといった利益重視の取り組み、及び増収効果により、増益となりました。結果として、売上総利益率も改善しました。

営業利益は、販売費及び一般管理費の増加はありましたが、売上総利益の良化が上回り、増益となりました。販売費及び一般管理費の増加要因として、強い事業基盤構築に向けた人材採用や給与のベースアップ、M&Aによる人員増加により人件費が増加し、また販売活動の強化に伴い販売促進費が増えました。管理費も、のれん償却費を含めM&A等により増加しております。

経常利益は、営業利益の増益はありましたが、為替相場が急変する環境が継続する中、前連結会計年度で生じた為替差益が当連結会計年度では為替差損に転じたことにより、全体では減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、上記に加え、拠点統廃合に伴う固定資産除却損やグループ会社整理に伴う損失、前期の関係会社株式売却による一時的な法人税等の減少の反動などで、減益となりました。

品目別の概況は、次のとおりであります。なお、当社グループは、パソコン・デジタル機器・家電関連製品の開発・製造・販売及び関連サービスの提供を事業とする単一セグメントであるため、商品・サービス区分である品目別で概況を記載しております。

パワー&I/Oデバイス関連

上期を中心にパソコン本体の需要が回復途上であったことや価格改定によりケーブル類の販売が苦戦し、またヘッドセットマイクでの需要減少の影響等はありましたが、マウスやキーボードといったI/Oデバイス、加えて夏場からの防災関連商品のニーズを含め、需要が堅調なモバイルバッテリーや高速充電対応のAC充電器といったパワーサプライでも、競合をターゲティングした新商品投入など、戦略的な拡販を継続・強化しており、販売が伸長しました。

これらの結果、パワー&I/Oデバイス関連に係る当連結会計年度の売上高は、39,886百万円（前連結会計年度比6.6%増）となりました。

家電

前年度のM&Aで、理美容・調理家電を主たる事業とするテスコム電機グループの新規連結効果により、販売が大きく伸長した結果、家電に係る当連結会計年度の売上高は、13,105百万円（前連結会計年度比78.7%増）となりました。

BtoBソリューション

昨今の窃盗・強盗事件などの影響による防犯意識の高まりから、セキュリティ関連事業の販売が伸長し、加えて前年度のM&Aによるgroxi社の新規連結効果もありましたが、前年度下期から半導体関連の投資需要が減速したことでの、グループ会社の産業機器向けメモリの販売が大きく落ち込みました。また、受信関連機器や関連工事でも顧客の在庫調整や地方での新築着工件数の低迷等の影響により苦戦しました。

これらの結果、BtoBソリューションに係る当連結会計年度の売上高は、33,106百万円（前連結会計年度比3.6%減）となりました。

周辺機器・アクセサリ

周辺機器では、ストレージ機器等が厳しかった競争環境の改善により増収となりました。利益も、価格改定等の取り組みにより、下期には回復に転じております。アクセサリは、価格改定等によるプリンタ関連の伸長と、iPhone新機種発売に伴うスマートフォン関連の拡販により、増収となりました。

これらの結果、周辺機器・アクセサリに係る当連結会計年度の売上高は、31,240百万円（前連結会計年度比2.4%増）となりました。

品目別連結売上高は次のとおりの構成となっております。

品 目 区 分	主 要 な 製 品	売 上 高	構 成 比
パワー & I/Oデバイス関連	AC充電器、モバイルバッテリー、マウス、キーボード、PCハブ、ケーブル、オーディオ等	39,886百万円	33.8%
家 電	理美容・調理家電、ホームアクセサリ等	13,105	11.1
B to Bソリューション	セキュリティカメラ、NAS、産業用PC・タブレット、アルコールチャッカー、ネットワーク、WiFi、電機通信、受信・映像関連機器、産業用メモリ、オフィスアクセサリ等	33,106	28.0
周辺機器・アクセサリ	ネットワーク機器、ストレージ・メモリ、アクセサリ等	31,240	26.5
そ の 他	新規開発品等	667	0.6
合 計	—	118,007	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は3,535百万円となっております。

その主な内訳は、工具、器具及び備品（1,184百万円）、生産用金型（851百万円）及びソフトウェア（539百万円）であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第37期 (2022年3月期)	第38期 (2023年3月期)	第39期 (2024年3月期)	第40期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	107,358	103,727	110,169	118,007
経常利益(百万円)	14,398	11,376	13,360	13,190
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	10,398	8,129	9,985	9,300
1株当たり当期純利益(円)	114.91	95.32	119.94	119.24
総資産(百万円)	110,621	106,846	117,368	114,740
純資産(百万円)	81,401	81,204	86,449	82,692

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第37期 (2022年3月期)	第38期 (2023年3月期)	第39期 (2024年3月期)	第40期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	83,689	79,676	82,848	94,192
経常利益(百万円)	11,528	7,932	8,258	9,522
当期純利益(百万円)	8,405	6,024	6,611	7,489
1株当たり当期純利益(円)	92.88	70.64	79.41	96.02
総資産(百万円)	96,471	93,382	100,449	100,413
純資産(百万円)	67,475	64,765	65,013	59,868

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ハギワラソリューションズ 株式会社	50百万円	100%	パソコン及びデジタル機器関連製品 の開発・製造・販売
DXアンテナ株式会社	363百万円	100	放送通信関連機器の製造販売及 び電気通信工事
ロジテックINAソリューションズ株式会社	100百万円	100	パソコン及びストレージ製品の開 発・製造・販売、パソコン関連製品 の保守・修理・データ復旧サービス の提供
エレコムサポート&サービス株 式会社	10百万円	100	当社グループのカスタマーサポート 業務全般
テスコム電機株式会社	90百万円	100	理美容電化製品並びに小型家電製品 の製造
groxi株式会社	60百万円	100	ITインフラの設計・構築・運用・ 保守サービス及びITエンジニア の派遣
エレコムヘルスケア株式会社	10百万円	100	医療・ヘルスケア機器関連製品の開 発、製造、販売 ヘルスケア・サービスの開発・運営
ELECOM SALES HONG KONG LIMITED	9,988千香港 ドル	75	パソコン及びデジタル機器関連製品 の企画、販売
ELECOM (HONG KONG)LIMITED	100千香港 ドル	100	パソコン及びデジタル機器関連製品 の調達
ELECOM SINGAPORE PTE.LTD.	千シンガ 756ポール ドル	100	パソコン及びデジタル機器関連製品 の販売
ELECOM ASIA PACIFIC IPO PTE. LTD	千シンガ 200ポール ドル	100	パソコン及びデジタル機器関連製品 の調達

(注) 株式会社フォースメディアは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、各国政府が政策の優先事項を変える中、不確実性の高まり等により、成長が減速する見通しです。また、貿易摩擦の激化、サプライチェーンの分断、インフレの再燃、金融政策の変化による金融市場の急変、更なる地政学リスクなど、想定を超えた経営環境の変化による景気後退も懸念されます。わが国経済は、米国の関税引き上げなど、新たな外交政策による影響が不確実性をはらんでおり、景気の下振れリスクが懸念されますが、雇用・所得環境の改善による個人消費の緩やかな増加基調やインバウンド需要の継続、AI関連の投資拡大が期待され、緩やかな回復基調が想定されます。一方で、物価上昇を背景とした消費者マインドの悪化と原材料価格の高騰、人手不足による供給制約、人件費や物流コストの増加、特に急激な為替変動リスクといった懸念も多く、事業環境を楽観的に見通すことは困難な状況となっております。

当社グループの事業領域である「パソコン及びデジタル機器関連製品」では、パソコン関連、スマートフォン・タブレット関連、TV・AV関連を中心に最終製品の市場で成熟化が進んでいることに加え、グローバル新興メーカーの台頭により、一層の競争環境の激化が想定されます。一方で、EC市場は更なる市場拡大が見込まれ、またAI（人工知能）を始めとした技術革新、企業の効率化ニーズ、政策需要（次世代GIGAスクール構想等）によりデジタル関連投資が拡大し、AI PC等の関連製品の領域も広がりつつあります。加えて、当社が進出した理美容・調理家電の領域を含め、お客様ニーズの高度化や多様化に応える製品・サービスが重視されるとともに、様々な社会課題を解決するソリューションに対する期待も高まっております。

このような環境の中、当社グループは、パーカス「Better being」を根底として、2024年4月から2027年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画に掲げる取り組みの推進を今後の課題と考え、対処してまいる所存です。

①エレコムグループのパーカス「Better being」

エレコムグループは、今まで、そしてこれからも、より良き製品・サービス・ソリューション、より良き会社、より良き社会を追求しつづけます。

より良き技術・品質を追求して、世界の人たちを幸せにし、社会を良くする。

より良き地球環境や地域社会を目指し、持続可能な社会や環境に貢献する。

今ここにとどまらず、より良き未来へ動きつづける。

“Better being”は、私たちエレコムグループの存在意義です。

②中期経営計画

パーカス「Better being」を根底として、あるべき姿を「“お客様に愛される日本発・唯一無二のグローバルブランド”を創る」と定め、「お客様満足度を高める商品・サービスによる新たな価値創造」と「持続可能な成長を実現するための人材育成と強い事業基盤構築」を重点戦略とし、長期的・持続的成長を実現してまいります。

重点となる戦略と取り組みは下記の通りです。

<価値創造>

- (i) 国内BtoC
 - ・グローバル競合に対する対抗策を商品・サービス・売り方に至るまで徹底
 - ・当社の強みを活かせる商品カテゴリーの強化・拡大（新規グループ化したテスコム商品の強化と新規M&Aを含めた他戦略商品の拡大）
- (ii) 国内BtoB
 - ・既存販売店ビジネスの更なる拡大
 - ・高付加価値ビジネスモデル構築（ソリューション×エンドユーザー販売、保守・サブスクリプション）
- (iii) 海外
 - ・北米市場とアジア市場を中心にグローバル事業の立上げと成長の礎を構築

<事業基盤構築>

- (i) 開発力
 - ・日本と中国（深圳開発センター）の二極開発体制の構築による高速開発の強化
- (ii) SCM
 - ・事業拡大・BCP観点での物流機能の深化
 - ・カントリーリスクを踏まえた調達バランスの最適化
- (iii) 人材育成・確保
 - ・高付加価値ビジネスモデル構築・グローバル展開に必要な人材の確保と育成
 - ・CX（顧客体験）価値戦略の強化のためのAI・DX人材の強化

なお、これらの重点戦略・取り組み課題を推進するにあたり、当社の強みの一つであるキャッシュ創出力・安定した財務基盤を活かし、成長分野や事業基盤強化に向けて、下記のような積極的な投資を行ってまいります。

- ・新製品カテゴリーの追加・開発力強化への投資（M&Aも含む）
- ・北米を中心とする海外展開への事業投資（広告宣伝・プラットフォーム・製品開発費用等）
- ・新高付加価値事業分野、CX価値戦略の強化のための人材投資
- ・更なるコスト体質強化に向けた投資（物流自動化、グローバルSCM体制構築など） 等

本中期経営計画における数値計画

- ・営業利益伸長率 年平均10%以上
- ・ROE 13%以上

本中期経営計画における株主還元方針

- ・累進的配当（配当維持もしくは増配）の実施
- ・配当性向 30% 以上の維持
- ・機動的な自己株式の取得

(5) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

当社グループは、パソコン・デジタル機器・家電関連製品の開発・製造・販売及び関連サービスを事業しております。

(6) **主要な事業所** (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 中 央 区	広 島 支 店	広 島 市 南 区
北 日 本 支 店	仙 台 市 青 葉 区	福 岡 支 店	福 岡 市 博 多 区
東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区	神 奈 川 物 流 セン タ ー	相 模 原 市 中 央 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区	兵 庫 物 流 セン タ ー	兵 庫 県 川 辺 郡 猪 名 川 町
大 阪 支 店	大 阪 市 中 央 区	横 浜 技 術 開 発 セン タ ー	神 奈 川 県 横 浜 市

② 当社の子会社たる主要な事業所

名 称	所 在 地
ハギワラソリューションズ株式会社	名古屋市 中区
DXアンテナ株式会社	神戸市 西区
ロジテック i N Aソリューションズ株式会社	長野県 伊那市
エレコムサポート & サービス株式会社	大阪市 中央区
テスコム電機株式会社	東京都 千代田区
groxi株式会社	東京都 千代田区
エレコムヘルスケア株式会社	大阪市 中央区
ELECOM SALES HONG KONG LIMITED	中国 香港
ELECOM (HONG KONG)LIMITED	中国 香港
ELECOM SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール
ELECOM ASIA PACIFIC IPO PTE. LTD	シンガポール

(7) **使用人の状況** (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
1,936 (391) 名	31名増 (79名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパート社員は()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
829 (208) 名	64名増 (8名減)	36.9歳	8.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパート社員は()内に外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	150

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 181,152,000株
- ② 発行済株式の総数 92,221,420株 (うち自己株式数 15,864,085株)
- ③ 株主数 11,669名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
葉 田 順 治	17,535千株	22.96%
有 限 会 社 サ ン ズ	12,600	16.50
日本マスター・トラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	7,887	10.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,641	3.46
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,872	2.45
エ レ コ ム 社 員 持 株 会	1,517	1.99
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,477	1.93
NORTHERN TRUST CO. (A VFC) REWSWALES PENS ON PARTNERSHIP (WALE S P P) ASSET POOLING AC S U M B R E L L A	1,019	1.34
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,008	1.32
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,008	1.32

(注) 当社は、自己株式を15,864,085株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (社外取締役を除く。)	7,000株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. (3)③取締役及び監査役の報酬等」(20ページ)に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年5月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- イ. 取得対象株式の種類 普通株式
- . 取得した株式の総数 5,352,000株
- ハ. 取得価格の総額 7,005,768,000円
- 二. 取得理由 資本効率の向上と経営環境に応じた資本政策の一環

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2025年3月31日現在)

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	2022年6月24日	2024年6月26日
新株予約権の数	350個	550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 35,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 55,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 181,100円 (1株当たり 1,811円)	新株予約権1個当たり 173,600円 (1株当たり 1,736円)
権利行使期間	2024年9月21日から2027年9月20日まで	2026年8月22日から2029年8月21日まで
行使の条件	(注) 1～4	(注) 1～4
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く) 新株予約権の数 350個 目的となる株式数 35,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 550個 目的となる株式数 55,000株 保有者数 3名
	社外取締役	—
	監査役	—

- (注) 1. 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
3. 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
4. その他新株予約権の行使の条件は、当該株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第8回新株予約権
発行決議日		2024年6月26日
新株予約権の数		1,730個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 173,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 173,600円 (1株当たり 1,736円)
権利行使期間		2026年8月22日から 2029年8月21日まで
行使の条件		(注) 1~4
使用者等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 650個 目的となる株式数 65,000株 交付対象者数 7名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 1,080個 目的となる株式数 108,000株 交付対象者数 11名

- (注) 1. 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行に係る取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
3. 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
4. その他新株予約権の行使の条件は、当該株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	葉田順治	ハギワラソリューションズ株式会社 取締役会長 DXアンテナ株式会社 取締役会長 ロジテックINAソリューションズ株式会社 取締役会長 テスコム電機株式会社 代表取締役会長兼社長 groxi株式会社 代表取締役会長 エレコムヘルスケア株式会社 取締役
代表取締役 社長執行役員	石見浩一	営業本部、通販営業部門、量販営業部門、ヘルスケア事業部門 トランスクスモス株式会社 顧問 ELECOM SINGAPORE PTE.LTD. Managing Director ELECOM SALES HONGKONG LIMITED Director ハギワラソリューションズ株式会社 取締役 DXアンテナ株式会社 取締役 エレコムサポート&サービス株式会社 取締役 groxi株式会社 代表取締役社長
取締役 専務執行役員	田中昌樹	財務経理部門 ロジテックINAソリューションズ株式会社 取締役 ハギワラソリューションズ株式会社 取締役 DXアンテナ株式会社 取締役 テスコム電機株式会社 取締役
取執行役員	町一浩	物流部門管掌 エレコムサポート&サービス株式会社 代表取締役社長
取締役	池田博之	東洋テック株式会社 代表取締役社長
取締役	渡辺美紀	コンチネンタル・オートモーティブ株式会社 サステナビリティ日本統括責任者
取締役	長岡孝	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 特別顧問 近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	薩山秀一	株式会社ロイヤルホテル 取締役会長 一般社団法人日本ホテル協会 会長

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	堀江弘一郎	ハギワラソリューションズ株式会社 監査役 DXアンテナ株式会社 監査役 ロジテックINAソリューションズ株式会社 監査役 エレコムサポート&サービス株式会社 監査役 テスコム電機株式会社 監査役 groxi株式会社 監査役 エレコムヘルスケア株式会社 監査役
監査役	田端晃	弁護士法人田端綜合法律事務所 代表社員（弁護士） コーナン商事株式会社 社外取締役 株式会社関通 社外取締役（監査等委員）
監査役	岡庄吾	岡庄吾公認会計士事務所 所長 岡庄吾税理士事務所 所長 有限会社アイブレイン 代表取締役 監査法人だいち 代表社員 ネクストウェア株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 池田博之氏、渡辺美紀氏、長岡孝氏、薩山秀一氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 堀江弘一郎氏、田端晃氏、岡庄吾氏は社外監査役であります。
 3. 当社は取締役 池田博之氏、渡辺美紀氏、長岡孝氏、薩山秀一氏、常勤監査役 堀江弘一郎氏及び監査役 岡庄吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 岡庄吾氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び「1. (3)重要な子会社の状況」(10ページ)をはじめとする当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当社が2023年7月に任意に設置しております指名・報酬委員会（委員5名で構成し、その過半数は独立社外取締役）を諮問機関とし、取締役会に対して役員報酬制度に関する助言・提言を答申することとしております。

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績及び企業価値の向上を実現させるため、職責に相応しい有能な取締役の確保を考慮した競争力のある報酬水準及び報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、i) 取締役の役位、職責、在任年数等に応じた基本報酬、ii) 中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を図ることを目的とした株式報酬（ストックオプション、譲渡制限付株式報酬、業績連動型株式報酬）により構成します。ストックオプション・譲渡制限付株式報酬・業績連動型株式報酬はいずれも、業績及び取締役の役位等に応じて決定いたします。

ただし、社外取締役については独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから基本報酬のみとしております。

また、その報酬水準と報酬体系については、外部調査機関が行う上場企業等を対象にした役員報酬調査の結果や当社使用人最上位職の給与を参考に、適切な報酬水準・報酬体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役会に上申し、審議を行います。

監査役の報酬等は、基本報酬のみとしており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により個別の報酬額を決定しております。

□. 報酬等の決定方法

a. 取締役及び監査役の報酬等の総額の限度額及び支給割合・時期に関する決定方針

	報酬等の種類		報酬限度額	決議
i	基本報酬		年額 600百万円以内	第21回定時株主総会
ii	株式報酬 (iとは別枠)	ストックオプション	年間 55千株以内	第39回定時株主総会
		譲渡制限付株式報酬	年間 66千株以内	第34回定時株主総会
		業績連動型株式報酬	年間 20千株以内	第39回定時株主総会

※2021年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「報酬限度額」は調整されております。

上記表のとおり、2006年6月27日開催の第21回定時株主総会において、取締役の基本報酬の額は年額600百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役分は年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

また、当該基本報酬とは別枠の株式報酬として、ストックオプションについては2024年6月26日開催の第39回定時株主総会において、株式数の上限を年55千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

譲渡制限付株式報酬については2019年6月26日開催の第34回定時株主総会において、株式数の上限を年66千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

基本報酬は、月例の固定金銭報酬として支給します。

ストックオプションは、業績に鑑みて、毎年1回一定の時期に支給することを検討します。

譲渡制限付株式報酬は、毎年1回一定の時期に支給します。なお、譲渡制限の解除は退任時とします。

基本報酬、ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬は、およそ8：1：1の割合で支給するものとします。

また、業績連動型株式報酬は、2024年6月26日開催の第39回定時株主総会において、株式数の上限を年20千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役（社外取締役を除く。）の員数は4名です。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役の葉田順治が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためあります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬水準・報酬体系の審議等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	ストック オプション	譲渡制限付 株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	9 (4)	239 (33)	223 (33)	4 (-)	11 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	25 (25)	25 (25)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	12 (7)	264 (58)	248 (58)	4 (-)	11 (-)

- (注) 1. 上表には、2024年6月26日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 当事業年度に係る業績連動型株式報酬につきましては、支給実績はございません。

二. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2019年6月26日開催の第34回定時株主総会決議に基づき、当事業年度に退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役	1名	16百万円
合計	1名	16百万円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 池田 博之氏は、東洋テック株式会社の代表取締役社長であります。当社は東洋テック株式会社との間に、特別な関係はありません。
- 取締役 渡辺 美紀氏は、コンチネンタル・オートモーティブ株式会社のサステナビリティ日本統括責任者であります。当社はコンチネンタル・オートモーティブ株式会社との間に、特別な関係はありません。
- 取締役 長岡 孝氏は、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の特別顧問及び近鉄グループホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社は三菱UFJ証券ホールディングス株式会社及び近鉄グループホールディングス株式会社との間に、特別な関係はありません。
- 取締役 薮山 秀一氏は、株式会社ロイヤルホテルの取締役会長及び一般社団法人日本ホテル協会の会長であります。当社は株式会社ロイヤルホテル及び一般社団法人日本ホテル協会との間に、特別な関係はありません。

- ・ 監査役 堀江 弘一郎氏は、ハギワラソリューションズ株式会社、DXアンテナ株式会社、ロジテックINAソリューションズ株式会社、エレコムサポート&サービス株式会社、テスコム電機株式会社、groxi株式会社及びエレコムヘルスケア株式会社の監査役であります。ハギワラソリューションズ株式会社、DXアンテナ株式会社、ロジテックINAソリューションズ株式会社、エレコムサポート&サービス株式会社、テスコム電機株式会社、groxi株式会社及びエレコムヘルスケア株式会社は当社の子会社であります。当社は、それぞれの会社と製商品売買等の取引関係があります。
- ・ 監査役 田端 晃氏は、弁護士法人田端綜合法律事務所の代表社員（弁護士）、コーナン商事株式会社の社外取締役及び株式会社関通の社外取締役（監査等委員）であります。当社は弁護士法人田端綜合法律事務所との間で個別案件ごとに訴訟代理人を委任することがあります。当社はコーナン商事株式会社及び株式会社関通との間に、特別な関係はありません。
- ・ 監査役 岡 庄吾氏は、岡庄吾公認会計士事務所、岡庄吾税理士事務所の所長、有限会社アイブレインの代表取締役、監査法人だいちの代表社員及びネクストウェア株式会社の社外監査役であります。当社は岡庄吾公認会計士事務所、岡庄吾税理士事務所、有限会社アイブレイン、監査法人だいち及びネクストウェア株式会社との間に、特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 池田博之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、指名・報酬委員会3回のうち3回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、長年に亘り金融機関ならびに事業会社において業務執行に従事していた経験に基づき、経営全般に係る議案審議等に必要な助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 渡辺美紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、長年に亘りCSR（SDGs）の活動に従事していた経験に基づき、企業活動を通じた社会課題の解決に係る議案審議等に必要な助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 長岡孝	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、指名・報酬委員会3回のうち3回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、長年に亘り金融機関において業務執行に従事していた経験に基づき、経営全般に係る議案審議等に必要な助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 蔭山秀一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、指名・報酬委員会3回のうち3回に出席いたしました。社外取締役に就任以降、長年に亘り金融機関ならびに事業会社において業務執行に従事していた経験に基づき、経営全般に係る議案審議等に必要な助言・提言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 堀江弘一郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。コンプライアンス部門における専門的知見及び豊富な経験に基づき、経営全般に係る議案審議等に必要な発言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても経験を活かし必要に応じ適宜発言をしております。
監査役 田端晃	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また法令遵守体制構築にあたっての助言・提言を行っております。監査役会においても専門的知見を活かし必要に応じ適宜発言をしております。
監査役 岡庄吾	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士として企業会計監査に関する豊富な経験及び財務・会計に関する専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行っております。監査役会においても専門的知見を活かし必要に応じ適宜発言をしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
EY新日本有限責任監査法人

- ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については「内部統制システムの構築に関する基本方針」で以下のように定めております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. クレド（経営の信条）及び行動指針で不正や反社会的行為を禁止しその浸透を図り、コンプライアンス規程を定めることで、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。
 2. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進に努める。
 3. 外部の弁護士と顧問契約を締結し、必要に応じて隨時法律相談可能な体制を整える。
 4. 内部監査部門が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行う。
 5. コンプライアンス体制の強化について継続的改善に努める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1.文書等の作成、保存（保存期間を含む）、管理（管理をする部署の指定を含む）等に関する基本的事項を文書管理規程によって定める。
 - 2.稟議書等、会社が特に指定する個別文書等の作成、保存（保存期間を含む）、管理（管理をする部署の指定を含む）等に関する事項は個別に規程を制定し、これらを定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1.法令違反のリスクについては、コンプライアンス規程を制定し、法令違反の予防及び対応方法等の周知を図る。また、反社会的勢力等には毅然として対処し、一切関係を持たない。
 - 2.事業の過程で発生する為替、債権回収、投資、情報漏洩及び与信等に係るリスクについては、そのリスクの発生防止手続き、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法、是正手段等について個別に規程の制定・改定を推進する。
 - 3.自然災害、盗難等の事業の過程以外で発生する可能性のあるリスクについては、その重要性に応じて当該リスクを軽減する物理的な予防措置を講じるほか、当該リスクの発生に係る損害保険契約を締結する等、リスク発生時の経営に及ぼす影響を最小限に留める措置を講じる。
 - 4.新たに想定されるリスクが発生した場合は、直ちにそのリスク管理について取締役会において協議し、必要な措置を講じる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1.各取締役の管掌部門をあらかじめ決議し、各取締役の執行範囲を明確化する。
 - 2.職務権限規程において使用人への権限委譲を明確化し、取締役会規程及び稟議規程によって職務執行の手続き等を明確化する。
 - 3.取締役がその職務執行を効率的に行うことができるよう、業務の合理化及び手続き等の電子化を継続的に取組む。
- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1.関係会社管理を担当する部署を設置し、関係会社管理規程に基づき情報を共有化し、前①～④の体制構築及び強化について指導を行う。また、国内関係会社の公益通報窓口整備を行い、グループ全体における不正リスクの早期発見を促進することを目的とし、さらに対象範囲を海外関係会社全般として設置拡大をすすめております。
 - 2.子会社に対しては、取締役または監査役のほか、必要に応じて重要な使用人を派遣し、企業集団全体での業務の適正化を図る。
 - 3.金融商品取引法に基づき、エレコムグループの財務報告に係る信頼性を確保するため、グループ企業各社は必要な内部統制システムを整備・運用する。また、当該内部統制システムの有効性を定期的に検証し、その検証結果等を適時・適切に把握し、継続的な改善活動を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置の可否、専任または兼任の別、及びその人員について決議する。当該使用人は監査役スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に置くものとする。
- ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人は業務執行部門からの独立性に配慮し、当該人員の報酬または人事異動について、監査役と協議のうえ行うものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
1.原則として、取締役は監査役に直接報告し、使用人は当該使用人の職務を管掌する取締役を通じて監査役に報告するものとする。ただし、報告経路に不正行為の当事者がいる等、報告経路に支障がある場合はこの限りでない。
2.会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちにその事実を報告するものとする。
3.役職員の不正行為、法令・定款違反行為、またはこれらの行為が行われるおそれがある場合には、その旨を報告するものとする。
4.前号に従い監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については監査役の請求等に従い行うものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、その職務を遂行するにあたり必要と認めた場合は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携をとることを認め、その実効性確保のための内部監査部門との連携についても、これを認める。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 内部統制システムについて
当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制の整備及び運用を行っております。
その整備及び運用状況は、内部統制推進委員会が中心となり評価を行い、結果は社外取締役及び社外監査役の出席する取締役会にて報告がなされています。

② リスク管理体制について

法令違反のリスクに対してはコンプライアンス委員会、製品不具合に対するリスクに対しては重大不具合対応委員会等、財務報告の不正・誤謬リスクに対しては内部統制推進委員会にて部門横断的な組織を設置し、手順書等を整備・運用する等により、リスク防止並びに万一のリスク顕在化時の損害等を可能な限り最小限に留める体制の整備を推進しております。

法令違反及び重大不具合等が発生した場合には、適宜取締役会に報告され改善命令が出されます。

また、関係会社も同様に調査・収集がなされ、適宜当社取締役会に報告がなされます。

③ 取締役の職務執行について

定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営上の重要事項を決定するとともに、関係会社を含む各部門からの重要事項の報告を受けております。

また、取締役会は監督機能を強化するため、高い見識を有する社外取締役4名を選任しており、社外監査役とともに独立した立場で、経営上の重要事項の審議及び重要な報告に対し意見・助言等を適宜行っております。

④ 監査役監査の職務執行について

定時監査役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会に出席し必要に応じて意見を述べ、取締役及び内部統制部門等から適宜業務の執行状況等を聴取し、重要な決裁文書を閲覧する等調査を行い、取締役の業務執行の適正性及び適法性を監査しております。

また、監査役は内部監査部門からは監査結果の報告を受け、会計監査人及び内部監査部門と定期的にミーティングを設ける等により緊密な相互連携をとることで、監査役監査の実効性を図っております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績の向上に努めるとともに将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に配当維持もしくは増配する累進的配当の実施を基本方針とし、業績向上による一層の利益還元を推進してまいります。配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に対して30%を維持、向上させるよう努めてまいります。内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、なお一層の業務効率化を推進し、市場ニーズに応える体制を強化し、さらには、業容拡大を図るために有効投資して株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財政状態及び株価の動向等を勘案しながら、適切に実施してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度（第40期）に係る期末配当金につきましては、1株当たり24円00銭とさせていただきたく存じます。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	94,222	流動負債	29,263
現金及び預金	43,718	支払手形及び買掛金	15,726
受取手形及び売掛金	21,033	電子記録債務	1,391
有価証券	11,199	短期借入金	500
商品及び製品	11,937	未払金	2,435
仕掛け品	498	未払法人税等	2,173
原材料及び貯蔵品	1,603	返金負債	1,553
返品資産	380	販売促進引当金	210
為替予約	2,292	賞与引当金	1,251
その他の	1,558	その他の	4,021
固定資産	20,518	固定負債	2,784
有形固定資産	11,602	退職給付に係る負債	1,964
建物及び構築物	4,311	役員退職慰労引当金	26
機械装置及び運搬具	2,578	その他の	793
土地	1,829	負債合計	32,048
建設仮勘定	491	純資産の部	
その他の	2,390	株主資本	77,317
無形固定資産	3,364	資本剰余金	12,577
ソフトウエア	1,454	利益剰余金	12,911
ソフトウエア仮勘定	101	自己株式	△22,880
のれん	1,277	その他の包括利益累計額	5,230
その他の	530	その他有価証券評価差額金	864
投資その他の資産	5,551	繰延ヘッジ損益	1,465
投資有価証券	2,639	為替換算調整勘定	2,839
繰延税金資産	1,462	退職給付に係る調整累計額	61
その他の	1,453	新株予約権	127
貸倒引当金	△4	非支配株主持分	16
資産合計	114,740	純資産合計	82,692
		負債及び純資産合計	114,740

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目										金額	
売上高	売上原価	販管費	理利	益	益	益	息金	引金	他		118,007
売上上場	原総管	及び一業	利益	利息	当期						71,817
営業外取	収入	取扱の	費用	利差	損益						46,189
受取	支払	外払	費用	移税	費用						32,657
受取	仕事	替所	の	税	差						13,531
受取	業務	自ら	の	取扱	得						865
受取	その	経常	の	の	の						1,206
資本	別利	別損	の	の	の						13,190
新規	定資	固定資産	の	の	の						23
その	有価証券	資産証券	の	の	の						248
その	預約権	の	の	の	の						12,965
その	の	の	の	の	の						3,666
その	の	の	の	の	の						9,298
その	の	の	の	の	の						1
その	の	の	の	の	の						9,300

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	12,577	12,909	68,880	△15,887	78,480
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,629		△3,629
親会社株主に帰属する当期純利益			9,300		9,300
自己株式の取得				△7,005	△7,005
自己株式の処分		2		12	15
連結範囲の変動			157		157
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	2	5,828	△6,993	△1,162
当連結会計年度末残高	12,577	12,911	74,709	△22,880	77,317

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 權	非支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	680	4,135	3,048	△20	7,844	107	16	86,449
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当								△3,629
親会社株主に帰属する当期純利益								9,300
自己株式の取得								△7,005
自己株式の処分								15
連結範囲の変動								157
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	183	△2,670	△209	81	△2,614	19	0	△2,594
当連結会計年度変動額合計	183	△2,670	△209	81	△2,614	19	0	△3,756
当連結会計年度末残高	864	1,465	2,839	61	5,230	127	16	82,692

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	72,948	流動負債	38,671
現金及び預金	30,685	電子記録債務	1,419
受取手形	49	電買掛金	9,852
電子記録債	3,157	工事未払	27
売電売掛	14,368	短期未借入金	500
完成工事未収入	83	関係会社短期借入金	18,299
有価証券	11,199	未払費用	1,856
商品及び製品	10,070	未払法人税	548
貯蔵品	3	未払消費税	1,716
貯蔵品	52	未払人税	814
資費	380	未払消費税	995
支払	727	前払受取金	1,521
預金	40	預販賞引金	131
短期貸付	154	販賣引当金	207
預り金	1,893	預引金	773
預り金	252	販賣引当債	7
倒当金	△170	倒当債	1,872
固定資産	27,465	定期借入金	1,546
有形固定資産	7,623	退職給付引当金	61
建構機械及び車両	2,147	長期貸付未払債	228
工具、器具及び備	97	資産除斥一時金	36
工具、器具及び備	2,339		
土地	24		
建物	1,661		
設備	832		
建物	479		
一括償却資産	40		
無形固定資産	1,297		
ソフトウエア	1,184		
電話	17		
のれん	18		
その他資産	77		
投資	18,544		
投資	1,440		
關係会社	14,841		
破産更生前払	0		
長期延滞税	54		
差額	1,249		
延滞税	886		
繰入金	70		
その他の引当金	△0		
資産合計	100,413		
負債及び純資産合計			59,868
			100,413

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金額
売上高	益	94,192
売上原価	益	62,998
販管費	益	31,194
営業収入	益	22,840
受取配当利	息金引当金	8,353
受取割合	利息償還	
受取補保貸	金料	
受取賃貸の	他	
支払費用	利息差用	
支為常経	利息	
別利	却益	
固定資産	益	
新規投資	益	
合資産	益	
別損	益	
固定資産	損益	
関係員	損益	
税引前	損益	
法人税人	税額	
法當期	税額	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 金	本 金	そ の 他 資 本 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 金	益 金
当 期 首 残 高	12,577		12,548	332	12,881	13	51,179
当 期 变 動 額							
剩 余 金 の 配 当							△3,629
当 期 純 利 益							7,489
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分				2	2		
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純額)							
当 期 变 動 額 合 計	-	-		2	2	-	3,859
当 期 末 残 高	12,577		12,548	334	12,883	13	55,038
							55,052

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△15,887	60,764	573	3,567	4,140	107	65,013
当 期 变 動 額							
剩 余 金 の 配 当		△3,629					△3,629
当 期 純 利 益		7,489					7,489
自 己 株 式 の 取 得	△ 7,005	△7,005					△7,005
自 己 株 式 の 処 分	12	15					15
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純額)			197	△2,230	△2,032	19	△2,013
当 期 变 動 額 合 計	△6,993	△3,131	197	△2,230	△2,032	19	△5,144
当 期 末 残 高	△22,880	57,633	771	1,336	2,108	127	59,868

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

エレコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神前 泰洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北池 晃一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エレコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エレコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

エレコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神 前 泰 洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北 池 晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エレコム株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

エレコム株式会社 監査役会

監査役(常勤) 堀江 弘一郎 

監 査 役 田 端 晃 

監 査 役 岡 庄 吾 

(注) 監査役3名は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

17社

ロジテック・NAソリューションズ株式会社
ハギワラソリューションズ株式会社
DXアンテナ株式会社
エレコムサポート&サービス株式会社
エレコムヘルスケア株式会社
groxi株式会社
テスコム電機株式会社
DX ANTENNA PHILIPPINES, INC.
DX ANTENNA MARKETING, INC.
ELECOM (HONG KONG) LIMITED
新宜麗客（上海）商貿有限公司
ELECOM SALES HONG KONG LIMITED
ELECOM SINGAPORE PTE. LTD.
ELECOM Asia Pacific IPO PTE,LTD.
ELECOM USA,INC.
宜麗客（深圳）商貿有限公司
Hagiwara Solutions Europe GmbH

Hagiwara Solutions Europe GmbHは当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めております。

株式会社フォースメディアは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したこと及び、株式会社テスコムはテスコム電機株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

ELECOM KOREA CO.,LTD.は、清算が結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
- ・非連結子会社の名称

1社

達仕高香港有限公司

達仕高香港有限公司は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外し、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
達仕高香港有限公司

達仕高香港有限公司は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりです。

会社名	決算日
DX ANTENNA PHILIPPINES, INC.	12月31日
DX ANTENNA MARKETING, INC.	12月31日
新宜麗客（上海）商貿有限公司	12月31日
宜麗客（深圳）商貿有限公司	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

- ・商品及び製品、原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～21年

その他 2～20年

□. 無形固定資産
(リース資産を除く)

ハ. リース資産

③ 重要な引当金の計上基準
イ. 貸倒引当金

ロ. 賞与引当金

ハ. 役員退職慰労引当金

二. 販売促進引当金

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間(8年)に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

一部の連結子会社は役員の退職慰労金の支出に備えて内規により計算した連結会計年度末要支給額を計上しております。

販売した製品・商品について実施した販売奨励策に伴う販売促進費の支出に備えるため、過去の実績率等に基づく発生見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社グループでは主としてパソコン・デジタル機器・家電関連製品を国内の顧客に供給することを履行義務としております。原則として、商品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及

び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ハ. ヘッジ方針

二. ヘッジ有効性評価の方法

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間(5年間)を合理的に見積り、当該期間に渡り均等償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

当社及び国内連結子会社は繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務及び外貨建予定取引

財務上のリスク管理対策の一環として、「為替管理規程」及び「為替管理規程ガイドライン」に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ方針に従い、為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動額を比較して判定しております。

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産評価損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上原価に含まれる棚卸資産評価損(△は棚卸資産評価損戻入益) △158百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

棚卸資産評価損は主に低価法評価損と滞留品評価損、陳腐化商品評価損があり、低価法評価損は実績の平均売価（販売直接経費除く）と原価を比較して平均売価が下回った場合にその差額を評価損とし、滞留品評価損は商品のライフサイクルに基づき回転率に応じた一定の評価減率を利用して算出しております。陳腐化商品評価損は商品のモデルチェンジサイクルに基づき、発売から一定期間を過ぎた場合に予め設定した一定の評価減率に基づき算出しております。

② 主要な仮定

滞留品評価損は商品のライフサイクルに基づき回転率に応じた一定の評価減率を設定することとしており、陳腐化商品評価損は商品のモデルチェンジサイクルを前提に発売日から一定の期間を過ぎた商品に一定の評価減率を設定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

低価法評価損は市場売価と調達価格の影響を受けるため、それらの変動により翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。滞留品評価損については、商品のライフサイクルを見積りの仮定としているため、急激なライフサイクルの変化が生じた場合に翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。また、陳腐化商品評価損は商品のモデルチェンジサイクルを主要な見積りの仮定としているため、モデルチェンジサイクルに急激な変化が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 14,969百万円

(2)流動負債のその他のうち、契約負債 1,814百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	92,221千株	-千株	-千株	92,221千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,520千株	5,352千株	8千株	15,864千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,352千株は、公開買付による増加5,352千株及び単元未満株式の買取による増加0千株によるものです。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、譲渡制限付株式報酬による減少8千株によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月26日開催の第39回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,797百万円
- ・1株当たり配当額 22円
- ・基準日 2024年 3月31日
- ・効力発生日 2024年 6月27日

ロ. 2024年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,832百万円
- ・1株当たり配当額 24円
- ・基準日 2024年 9月30日
- ・効力発生日 2024年12月 6 日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの
2025年6月25日開催の第40回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 1,832百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 24円
- ・基準日 2025年 3月31日
- ・効力発生日 2025年 6月26日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

第7回新株予約権	
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	569,800株
新株予約権の残高	5,698個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、借入計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金のうち一部外貨建ての預金があり、これらは為替変動リスクに晒されております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権と在外子会社に対する営業債権及び貸付金は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は金融機関が発行する外貨建の債券です。債券は市場価格の変動リスクと為替相場の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式です。株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金は、長期に安定した流動性資金の確保を目的として資金調達したものと、短期の運転資金に係るものがあります。これらは、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、販売管理規程及び与信管理規程に従い債権管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券について、これらは発行企業の信用リスク及び市場価格の変動リスク、為替相場の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行企業等の財政状況等を把握し、その保有の妥当性を検証するなど、リスク軽減に努めております。

投資有価証券について、これらは発行企業の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行企業等の財政状況等を把握し、その保有の妥当性を検証するなど、リスク軽減に努めております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

□. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債務について、為替の変動リスクを抑制するため先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、為替管理規程及び為替管理規定ガイドラインに従い、担当部署が決裁権限者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券	11,199	11,199	—
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	2,058	2,058	—
資産計	13,257	13,257	—
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引	291	291	—
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引	2,001	2,001	—
デリバティブ取引計	2,292	2,292	—

(注) 1. 「現金及び預金」については現金であること、及び預金、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	447
関係会社株式	133
合計	581

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,058	—	—	2,058
債券	—	11,199	—	11,199
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,292	—	2,292
資産計	2,058	13,491	—	15,550

(注)時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式については活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。債券については償還までの期間が短く、時価が帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約については取引金融機関等から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
パワー&I/Oデバイス	39,886
家電	13,105
BtoBソリューション	33,106
周辺機器・アクセサリ	31,240
その他	601
顧客との契約から生じる収益	117,941
その他の収益	66
外部顧客への売上高	118,007

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃借収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当社グループでは、予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,081円08銭
(2) 1株当たり当期純利益 119円24銭

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの

・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
移動平均法による原価法
時価法

② デリバティブ

③ 棚卸資産

・商品及び製品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～39年

機械及び装置 4～12年

工具、器具及び備品 2～20年

定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

② 賞与引当金

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④ 販売促進引当金

販売した製品・商品について実施した販売奨励策に伴う販売促進費の支出に備えるため、過去の実績率等に基づく発生見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社では主としてパソコン及びデジタル関連製品を国内の顧客に供給することを履行義務としております。原則として、商品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しておりますが、国内の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

財務上のリスク管理対策の一環として、「為替管理規程」及び「為替管理規程ガイドライン」に基づき為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ方針に従い、為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動額を比較して判定しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産評価損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上原価に含まれる棚卸資産評価損(△は棚卸資産評価損戻入益) △57百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,412百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務(区分表示したもの除去)	
① 短期金銭債権	705百万円
② 短期金銭債務	9,238
(3) 流動負債のその他のうち、契約負債	995百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	1,060百万円
② 仕入高	46,536
③ その他の営業費用	1,332
④ 営業取引以外の収益	1,966

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	10,520千株	5,352千株	8千株	15,864千株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,352千株は、公開買付による増加5,352千株及び単元未満株式の買取による増加0千株によるものです。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、譲渡制限付株式報酬による減少8千株によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却費	103百万円
未払事業税	103
賞与引当金	236
退職給付引当金	483
返金負債	465
貸倒引当金	53
棚卸資産	349
関係会社株式	55
投資の払戻しとした受取配当金	2,443
その他	374
繰延税金資産小計	4,669
評価性引当額	△2,623
繰延税金資産合計	2,045

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△354
繰延ヘッジ損益	△597
返品資産	△116
その他	△90
繰延税金負債合計	△1,158
繰延税金資産の純額	886

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「7.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 返金負債

当事業年度末の返金負債残高1,521百万円の内訳は、返品見込相当額649百万円及び売上値引見込相当額872百万円です。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類 会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内 容	議決権等 の所 有 割 合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社 DXアンテナ株式会社	363 百万円	放送通信関連機器の製造販売及び電気通信工事	100.0	役員の 兼任あり	当社仕入先	資金の借入	800	関係会 社短期 借入金	3,700
						支払利息	14		
子会社 テスコム電機株式会社	90 百万円	理美容電化製品並びに小型家電製品の開発	100.0	役員の 兼任あり	当社仕入先	資金の借入	800	関係会 社短期 借入金	1,800
						支払利息	9		
子会社 ELECOM (HONG KONG) LIMITED	100 千香港 ドル	パソコン及びデジタル機器関連製品の調達	100.0	役員の 兼任あり	当社仕入先	資金の借入	732	関係会 社短期 借入金	11,289
						支払利息	528		
						製品・商品の購入	17,661		
子会社 ELECOM Asia Pacific I P O PTE,LTD.	200 千シガポール ドル	パソコン及びデジタル機器関連製品の調達	100.0	役員の 兼任あり	当社仕入先	製品・商品の購入	19,927	買掛金	4,532

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の購入価格については、両社間で合意された取引価格設定基準に基づき決定しております。

子会社からの資金の借入及び資金の貸付について、市場金利を勘案して決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
(2) 1株当たり当期純利益

782円40銭
96円02銭